

2024 年 6 月 14 日

件 名： 原田処理場で使用する電力の調達 (2024/6/17 追記しました)	
回 答 書	
No.	質 問 事 項
1	契約書(案) 第 12 条 2 項につきまして、「請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内までに支払うものとする。」と記載がござい ますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針 日を考慮してあらかじめ定めた日)の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。 ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更い ただけますでしょうか。 （回答）支払い義務発生日から請求書を受理するまでのスケジュールの詳細が不明なた め回答することができませんが、契約後協議によります。
2	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024 年 4 月から市場価格調整単価を導入しており ます。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承 いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただけま すでしょうか。 （回答）契約書（案）記載の卸市場価格調整額は 卸市場価格調整額＝市場価格調整単価×ひと月あたりの使用量を想定したものであり、 ご質問のご理解で問題ありません。
3	一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分 の契約単価変更を行いますよろしいでしょうか。 （回答）契約書（案）記載の卸市場価格調整額は託送料金の補正を行ったものを想定した ものであり、ご質問のご理解で問題ありません。また、値上げまたは値下げを行う際には 調整額について行うため、契約単価自体の変更は想定しておりません。 (2024/6/17 追記) 託送料金は卸市場価格調整額の枠外の改定にかかる質問であること と承知しました。託送料金の料金単価は契約期間中の増減を見込んで入札金額を設定く ださい。契約単価の変更は想定しておりません。
4	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるも のとなります。ご了承いただけますでしょうか。 （回答）仕様書および契約書に記載なき事項は、契約後協議によります。
5	契約電力につきまして、仕様書には 8,800kW とございますが、入札内訳書には常用・ 予備ともに 2,100kW とあります。どちらが正しいでしょうか。 入札内訳書の相違でございましたら、弊社にて契約電力を変更させていただいてもよろ しいでしょうか。 （回答）8800kW が正しい記載です。8800kW に訂正した入札内訳書をホームページに 記載しますので、そちらのご使用をお願いします。 古い入札内訳書を使用して入札された場合は入札無効になりますので、常に最新版をご 確認の上ご使用ください。

6	契約書（案）第 13 条につきまして、「供給約款に定める延滞利息の割合により計算」と記載がございますが、延滞利息につきましては弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。受注者が定める約款と読み替えさせていただいてもよろしいでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載に合わせて、削除またはご変更いただけますでしょうか。 （回答）契約書（案）第 13 条に、供給約款に定める延滞利息の割合により計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うとあり、約款に該当するものであれば読み替えていただいて問題ありません。
7	開札後、契約保証金免除申請のための提出書類として過去 2 年間の実績や契約書の写し等とございますが、守秘義務のため契約書の写しをお出しできかねます。契約させていただいた会社様のホームページに公開されております契約情報（ホームページ画面抜粋等）をまとめた書類での代用は可能でしょうか。 （回答）豊中市上下水道局会計規程第 47 条 3 項に、その者が国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約であって、規模が同等以上のものを 2 回以上にわたって締結し、これらの契約のうち 2 件以上について過去 2 年間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。とあり、上記内容を確認できるものであれば契約書である必要はありません。